議案第２６号

四條畷市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例の制定について

次のとおり四條畷市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例を制定するにつき、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により、議会の議決を求める。

令和８年１２月１日　提出

四條畷市長　銭　谷　　翔

提案理由

職員の自己啓発等休業制度の対象となる国際貢献活動について、国家公務員の制度拡充に伴い、本市においても、これに準じた改正を行いたく、本案を提案した。

四條畷市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例

四條畷市職員の自己啓発等休業に関する条例（平成２３年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第５条を次のように改める。

（奉仕活動）

第５条　法第２６条の５第１項の条例で定める奉仕活動は、次に掲げる奉仕活動とする。

（１）独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法（平成１４年法律第１３６号）第１３条第１項第４号に基づき自ら行う派遣業務の目的となる開発途上地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）

（２）国際協力の促進に資する外国における奉仕活動のうち、職員として参加することが適当であると認められるものであって、前号に掲げる奉仕活動に準ずるものとして規則で定める奉仕活動

附　則

この条例は、公布の日から施行する。